

# 兵庫県浄化槽法定検査に係る 判定所見の見直しについて

施 行 2016年（平成28年）4月1日

一部改正 2016年（平成28年）12月9日

一部改正 2019年（平成31年）4月1日

一部改正 2022年（令和4年）4月1日

兵庫県環境部環境整備課

一般社団法人兵庫県水質保全センター



# 判定所見の見直しについて

## 1 判定所見見直しの経緯

兵庫県における浄化槽の法定検査は、平成7年6月20日付け衛浄第33号の厚生省生活衛生局水道環境部長通知、同日付け衛浄34号及び35号の同部環境整備課浄化槽対策室長通知に基づいて指定検査機関が法定検査結果を実際に判定する際に役立つように具体的な考え方を取りまとめた「浄化槽法定検査判定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて法定検査制度管理特別委員会に諮り、センターで策定した「兵庫県浄化槽法定検査に係る判定所見（平成28年4月1日施行、平成31年4月1日一部改正）（以下「判定所見」という。）」に基づき実施している。

この判定所見については、運用後おおむね3年間の検査結果等を勘案して見直しを図ることが付記されており、令和2年4月1日から改正浄化槽法が施行されたことを受け、法定検査制度管理特別委員会及びその内部に設置した判定所見の見直しに関する小委員会において外観検査とあわせて不適正となるBOD基準値等についてご審議いただき、見直しを行った。

## 2 主な改正内容等

### I 水質検査項目

#### ・外観検査とあわせて「不適正」となるBOD基準値の変更

平成28年度から適用しているBOD基準値を設定した当初は、水質汚濁防止法の一律排水基準日間最大値及び日本環境整備教育センターによる「基本検査運用の手引き(案)」において、生活環境・公衆衛生に著しい支障を及ぼすレベルとして提示されている160mg/Lを目安とし、浄化槽ごとの処理目標水質の達成状況を過去の検査結果で確認したうえで、過度な規制強化とならないよう考慮して設定されたもので、ガイドラインや関係法令の改正等が行われた際に改めて検討することが付記されていた。

このたび、令和2年4月1日から改正浄化槽法が施行されたことを受け、外観検査とあわせて「不適正」となるBOD基準値については、これまで単独処理浄化槽160mg/L、合併処理浄化槽120mg/Lとしていたものを、ガイドラインを参考に下表のとおり見直した。

#### <BOD基準値>

種別	BOD基準値
単独処理浄化槽（処理目標水質：90～120mg/L）	120mg/L
合併処理浄化槽（処理目標水質：20～60mg/L）	80mg/L

### II 外観検査項目

外観検査項目の判定所見について、これまで運用した状況を踏まえ、所要の追加、削除、文言の修正等を行った。主な内容は以下のとおり

#### ・漏水の状況において不適正となる判定所見から「著しい」の表現を削除

漏水の状態が軽微であっても不適正となることから、「著しい」の文言を削除した。

また、その他にも不具合の程度によって総合判定に影響がない判定所見から「軽微」「著しい」「少量」等の表現を削除した。

#### ・マンホール・点検口・マンホール蓋等の表現の統一

・消毒装置の固定状況に「薬筒が設置されていません」（おおむね適正）を追加

### III 書類検査項目

#### ・保守点検、清掃の実施状況の確認方法等については現状のとおり

なお、書類検査における検査結果書の記載方法について、従前は記録の確認及び実施の確認ができない場合は「**×**」で表記していたものを、「**確認できません**」に改める。

## 3 施行時期

改正内容については、令和4年4月1日より実施する法定検査において適用する。  
なお、運用後おおむね3年間の検査結果等を勘案して、見直しを図ることとしている。

《参考資料》

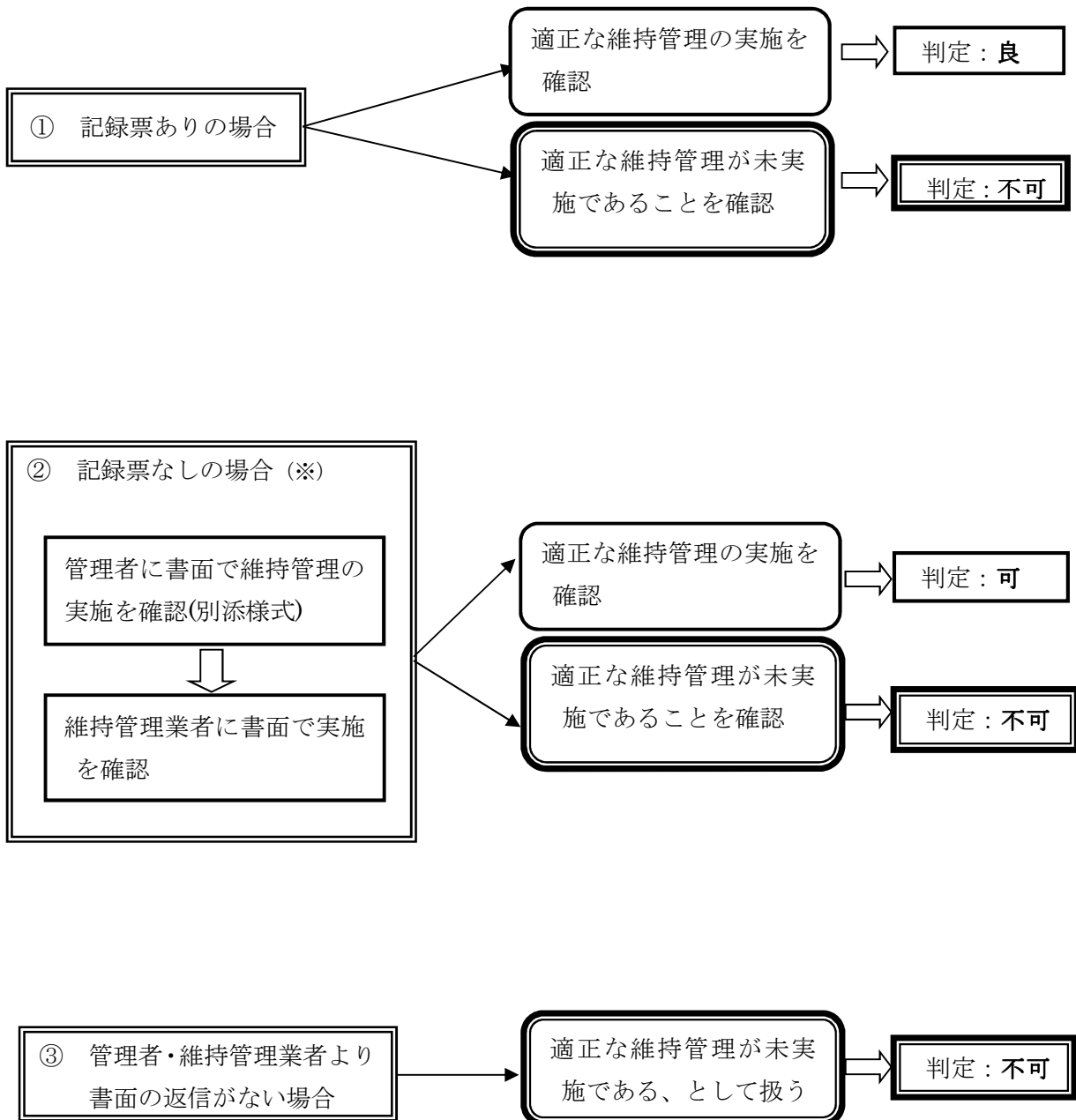
○書類検査の確認フローについて（現状のとおり）

法定検査実施時に記録票の確認が出来なかった場合は、2週間の期限を設けて管理者に別添様式により返信を依頼し、保守点検・清掃の実施を確認する。

なお、後日管理者より記録票の提出があった場合は、「**記録票あり**」の場合と同様に扱う。

(※)

法定検査における書類検査の確認フロー図



外観検査項目

			現行ガイドライン					
外観検査項目	小項目	チェック項目	重要度	処理機能に影響を及ぼす場合不可	維持管理作業性に影響を与える場合不可	その他の不可	透視度、BODの水質に関連の高い項目	
1. 設置状況	槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	01. 水平の状況	A	◎			◎	
		02. 浮上又は沈下の状況	A	◎			◎	
		03. 破損又は変形の状況	A	◎			◎	
	漏水の状況	04. 漏水の状況	A			●		
		05. 溢流の状況	A			●		
	浄化槽上部の状況	06. 上部スラブの打設の有無	C		○			
		07. 嵩上げの状況	A	◎	◎		◎	
		08. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況	A		●			
	雨水、土砂等の槽内への流入状況	09. 雨水の流入状況	A			●	○	
		10. 土砂の流入状況	B			●		
		11. その他の特殊な排水の流入状況	A			●	○	
	内部設備の固定状況	12. スクリーン設備の固定状況	B	○				
		13. ポンプ設備の固定状況	A	◎			◎	
		14. 接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	A	◎			◎	
		15. ばっ気装置の固定状況	A	◎			◎	
		16. 攪拌装置の固定状況	A, B	◎			◎A	
		17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	A	◎			◎	
		18. 循環装置の固定状況	A	◎			◎	
		19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	A	◎			◎	
		20. 膜モジュールの固定状況	A	◎			●取付 ◎	
		21. 消毒設備の固定状況	A	●				
		22. 越流せきの固定状況	A	◎				◎
		23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	A	◎				◎
		24. その他の内部設備の固定状況	A, B	◎				◎A
	設置に係るその他の状況	25. 設置場所の状況	C	○	○			
		26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	A			●接続不良	○	
		27. 送風機の設置状況	A, B				●不適合 ○	
		28. 増改築等の状況	A	●用途変更				
2. 設備の稼働状況	ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	29. ポンプの稼働状況	B	○			○	
		30. 送風機の稼働状況	B	●停止			○	
	ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	31. 駆動装置の稼働状況	B	○			○	
		32. ばっ気装置の稼働状況	B	●停止			○	
	汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置の稼働状況	33. 攪拌装置の稼働状況	B	○			○	
		34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	B	○			○	
		35. 循環装置の稼働状況	B	○			○	
		36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	B	○			○	
	膜モジュールの稼働状況	37. 膜モジュールの稼働状況	B	○			○	
	制御装置及び調整装置の稼働状況	38. 制御装置の稼働状況	B	○			○	
		39. 調整装置の稼働状況	B	○			○	
	生物膜又は活性汚泥の状況	40. 生物膜の状況	B	○			○	
		41. 活性汚泥の状況	B	○			○	
設備の稼働に係るその他の状況	42. その他の設備の稼働状況	B	○	○				
3. 水の流れ方の状況	管渠、弁及び各単位装置間の水流の状況	43. 流入管渠(路)の水流の状況	B			○		
		44. 放流管渠(路)の水流の状況	B			○	○	
		45. 各単位装置間の水流の状況	B	○			○	
	各単位装置内の水位及び水流の状況	46. 越流せきにおける越流状況	B	○			○	
		47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	B	○			○	
		48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	B	○			○	
		49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	B	○			○	
		50. ばっ気槽の水位及び水流の状況	B	○			○	
		51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	B	○			○	
		52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	B	○			○	
		53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	B	○			○	
		54. 沈殿槽の水位及び水流の状況	B	○			○	
		55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	B	○			○	
		汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	B	○			
			57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	B	○			
			58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	B				○
			59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	B	○			○
			60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	B	○			○
			61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	B				○
62. 消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	A					◎		
63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロー槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	B					○		
64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	A					◎		
65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	B					○		
水の流れ方に係るその他の状況	66. 汚泥の流出状況	A			●	○		
4. 使用の状況	特殊な排水等の流入状況	67. 油脂類の流入状況	B	◎			◎	
	異物の流入状況	68. 処理対象以外の排水の流入状況	B	●無届等			○	
	使用に係るその他の状況	69. 異物の流入状況	B	○			○	
5. 悪臭の発生状況	悪臭の発生状況	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	A, B	◎			◎A	
		71. 悪臭の発生状況	C			○		
6. 消毒の実施状況	消毒の実施状況	72. 悪臭防止装置の実施状況	C			○		
		73. 消毒剤の有無	A			●		
7. 蚊、ハエ等の発生状況	蚊、ハエ等の発生状況	74. 処理水と消毒剤の接触状況	A			●		
		75. 蚊、ハエ等の発生状況	C			○		
「不適正」 ●水質検査の結果によらず「不可」17項目 ◎BODの超過とあわせて「不可」19項目				●5◎17	●2◎1	●10◎2	◎19	

外観検査

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
		検査場所については、以下のとおり。				
	流入管路	流入管路及び流入会所弁、原水ポンプ槽が該当する。				
	一次処理	単独浄化槽における沈殿分離室もしくは同様の構造のものが該当する。合併浄化槽における沈殿分離槽、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、夾雑物除去槽、固液分離(貯留)槽等が該当する。				
	二次処理	散水ろ床槽、平面酸化槽、ばっ気槽、接触ばっ気槽、生物ろ過槽、担体流動槽、膜分離活性汚泥槽等、もしくはこれら処理方式を複数組み合わせたものが該当する。				
	三次処理	届出がされている場合。				
	放流管路	放流管路及び放流会所弁、放流ポンプ槽が該当する。				
	全体	槽本体を指す。				
凡例		BODの超過とあわせて「不可」となる項目の色		不適正	検査結果書において、不適正の内容は下線付きのゴシック体で記載される。	
		水質検査の結果によらず「不可」となる項目の色				

1. 設置状況

① 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況

検査項目名	1. 水平の状況	原則として、水準目安線が設けられている単位装置でチェックする。							
A		特に問題は認められません。	良	適正					
	流入管路	原水ポンプ槽に水平の狂いが認められます。	可	おおむね適正	現状では処理機能に支障が出ていない。	水準目安線等により確認。			
	一次処理	水平の狂いが認められます。 流量調整槽に水平の狂いが認められます。							
	二次処理	好気処理槽に水平の狂いが認められます。 沈殿槽に水平の狂いが認められます。							
	三次処理	水平の狂いが認められます。							
	全体	槽本体に水平の狂いが認められます。							
	一次処理	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。 流量調整槽に水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。					BOD不可の場合使用	不適正	水平の狂いにより、循環水(逆洗水)の移送が適正に行えず、処理機能に支障が出ている。
	二次処理	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。 沈殿槽に水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。							
	三次処理	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。							
	全体	槽本体に水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。							
検査項目名	2. 浮上又は沈下の状況								
A		特に問題は認められません。	良	適正					
	流入管路	原水ポンプ槽に浮上又は沈下が認められます。	可	おおむね適正	汚水の短絡やばっ気の不均衡が認められない場合や破損が認められない場合。現状では処理機能に支障が出ていない。	水準目安線等により確認。			
	一次処理	流量調整槽に浮上又は沈下が認められます。 浮上又は沈下が認められます。							
	二次処理	浮上又は沈下が認められます。 沈殿槽に浮上又は沈下が認められます。							
	三次処理	浮上又は沈下が認められます。							
	全体	槽本体に浮上又は沈下が認められます。							
	流入管路	原水ポンプ槽に浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。 流量調整槽に浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。					BOD不可の場合使用	不適正	検査時に、管路の水の流れや接続に異常が認められ、処理機能に支障が出ている。
	一次処理	浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。							
	二次処理	浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。 沈殿槽に浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。							
	三次処理	浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。							
全体	槽本体に浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。								
検査項目名	3. 破損又は変形の状況	槽本体部分の破損又は変形の有無を確認する。							
A		特に問題は認められません。	良	適正					
	流入管路	原水ポンプ槽に破損、変形等が認められます。	可	おおむね適正	現状では処理機能に支障が出ていない。				
	一次処理	破損、変形等が認められます。 流量調整槽に破損、変形等が認められます。							
	二次処理	破損、変形等が認められます。 沈殿槽に破損、変形等が認められます。							
	三次処理	破損、変形等が認められます。							
	消毒装置	消毒槽に破損、変形等が認められます。							
	全体	槽の内壁等に破損、変形等が認められます。 槽内の仕切り板等に破損、変形等が認められます。 槽の一部に破損、変形等が認められます。 槽内に木の根の侵入が認められます。							
	一次処理	破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 流量調整槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。					BOD不可の場合使用	不適正	槽本体に破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。
	二次処理	破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 沈殿槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。							
	三次処理	破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。							
消毒装置	消毒槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。								
全体	槽本体に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 槽の内壁に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。								

判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
--------	-------	-----	----	------	------	----

② 漏水の状況

検査項目名		4. 漏水の状況		管渠及び槽本体から環境への漏水をチェックする。						
A		特に問題は認められません。	良	適正						
	流入管路	漏水が生じていることが疑われます。	可	おおむね適正						
	放流管路	漏水が生じていることが疑われます。								
	全体	漏水が生じていることが疑われます。								
	流入管路	<b>漏水が認められます。</b> <b>槽本体と流入管路との接続部に漏水が認められます。</b>	不可	不適正	水位の低下を確認する。	検査時に確認が困難な場合も多く、保守点検業者からの情報も重要。				
	放流管路	<b>漏水が認められます。</b> <b>槽本体と放流管路との接続部に漏水が認められます。</b>								
	流入管路	<b>原水ポンプ槽に漏水が認められます。</b>								
	一次処理	<b>漏水が認められます。</b> <b>流量調整槽に漏水が認められます。</b>								
	二次処理	<b>漏水が認められます。</b> <b>沈殿槽に漏水が認められます。</b>								
	三次処理	<b>漏水が認められます。</b>								
全体	<b>槽本体に漏水が認められます。</b>									
検査項目名	5. 溢流の状況						管渠及び槽本体から環境への溢流をチェックする。			
A		特に問題は認められません。					良	適正		
	流入管路	<b>閉塞による溢流が認められます。</b>					不可	不適正	流入管路で升からの溢流が認められる。	
	一次処理	<b>ろ材の閉塞による溢流が認められます。</b>								
	二次処理	<b>移流口の閉塞による溢流が認められます。</b> <b>ろ材の閉塞による溢流が認められます。</b>								
	三次処理	<b>ろ材の閉塞による溢流が認められます。</b>								
	全体	<b>槽本体より汚水の溢流が認められます。</b>								
			放流先の詰まりや放流ポンプの故障等で溢流を生じていることが明らかである。							

③ 浄化槽上部の状況

検査項目名		6. 上部スラブの打設の有無				
C		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	スラブ打設が認められません。	不可	おおむね適正	槽上部が車の通路や駐車場等荷重のかかる場所で槽本体に破損変形の危険がある。	
検査項目名		7. 嵩上げの状況		小型合併処理浄化槽については嵩上げ状況を重視し、中・大型合併処理浄化槽については維持管理作業性を重視した判断とする。		
A		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	槽本体からの嵩上げが認められます。	可	おおむね適正		維持管理の作業性で判断。
	全体	<b>槽本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。</b>	BOD不可の場合使用	不適正	嵩上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。	
検査項目名		8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況		浄化槽上部、周辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の蓋の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の有無等についてチェックする。		
A		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。	可	おおむね適正	マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。	浄化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、物干し又は花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。
		上部のマンホール蓋に固定不良が認められます。				
		規格外のマンホール蓋が設置されており、雨水が流入するおそれがあります。				
		上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。				
		上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。				
		上部のマンホール蓋の枠に固定不良が認められます。				
	槽上部に草や樹木の繁茂が認められます。	不可	不適正	保守点検作業に大きな支障がある。	構造物が簡単に移動できるか確認。	
	槽設置後の埋め戻しが不十分です。					
	<b>浄化槽上部に構造物があり、維持管理に著しい支障が認められます。</b>					
<b>点検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。</b>						
全体	<b>上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。</b>			マンホール蓋等の著しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損、落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態。 水や土砂の流入についても注意する。	應着等によりマンホール蓋や点検口の蓋が開閉できないときもこの所見を使用する。 槽の上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとられているかもチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。	

④ 雨水、土砂等の槽内への流入状況

検査項目名		9. 雨水の流入状況		流入管渠の途中の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目でチェックする。		
A		特に問題は認められません。	良	適正		
	流入管路	流入会所升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められます。	可	おおむね適正	升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。	
	流入管路	<b>雨水配管が接続され、著しい雨水の流入が認められます。</b>	不可	不適正	雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	
検査項目名		10. 土砂の流入状況				
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	流入管路	流入会所升、マンホール蓋等から土砂の流入が認められます。	可	おおむね適正	浄化槽の設置場所が周囲より低い又は雨水用蓋の使用などの土砂の流入が考えられるが処理機能への影響は軽微である。	
	放流管路	放流会所升に土砂の流入が認められます。	不可	不適正	放流先から土砂の逆流が考えられるが軽微である。	
	流入管路	<b>流入会所升、マンホール蓋等から著しい土砂の流入が認められます。</b>				
	放流管路	<b>放流会所升に著しい土砂の流入が認められます。</b>				
検査項目名		11. その他の特殊な排水の流入状況		流入管渠の途中で、屋外の給水栓の排水管、受水槽の水抜管(オーバーフロー管)などが接続されていないことをチェックする。		
A		特に問題は認められません。	良	適正		
	流入管路	地下水等の流入が認められます。	可	おおむね適正	処理対象以外の水の混入が認められるが、処理への影響は軽微である。	事業場からの排水が特殊な排水に該当するかについては、次の①及び②を満たすか否かにより、特定行政庁または都道府県知事が判断する。①事業場からの排水の水質が、有害物質を含んでいないなど性状及び特性からして浄化槽で処理可能であること。②浄化槽の放流水の水質が環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2及び建築基準法施行令第32条の基準に適合すること(平成29年11月20日付環境省通知より)。
		処理対象以外の排水の流入が認められます。				
	全体	槽本体に地下水の流入が認められます。				
流入管路	<b>処理対象以外の排水管が接続され、著しい流入が認められます。</b>	不可	不適正	処理対象以外の排水が著しく流入している。	温泉排水、プール排水、実験排水、人工透析排水、手術室排水、工場排水、雑排水(みなし浄化槽)など。	

判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考	
⑤ 内部設備の固定状況							
<b>検査項目名 12. スクリーン設備の固定状況</b>							
B	流入管路	特に問題は認められません。	良	適正			
		原水ポンプ槽の固定型スクリーン設備に固定不良が認められます。	可				
	一次処理	固定型スクリーン設備に固定不良が認められます。	可			荒目、微細目、5mmスクリーン。	
		自動スクリーン設備に固定不良が認められます。					
	流入管路	原水ポンプ槽の固定型スクリーン設備に破損、変形等が認められます。	不可	おおむね適正		荒目、微細目、5mmスクリーン。	
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンのばっ気が停止しています。					
	一次処理	固定型スクリーン設備に破損、変形等が認められます。	不可	おおむね適正	し渣受けかごの欠落等固定状況の不備が認められる。		
		自動スクリーン設備に破損、変形等が認められます。					
スクリーン設備やし渣受けかごの欠落、または著しい固定不良が認められます。							
		ばっ気型スクリーンのばっ気が停止しています。					
<b>検査項目名 13. ポンプ設備の固定状況</b>							
ポンプ設備とは原水ポンプ、流量調整用ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及び配管途中のバルブも含む。							
A	流入管路	特に問題は認められません。	良	適正			
		原水ポンプ槽のポンプに固定不良が認められます。	可	おおむね適正	ポンプ設備等に破損、変形や固定不良等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	ポンプが2台以上設置されている浄化槽で、故障等のため1台を取り外している場合など。	
		原水ポンプ槽の複数あるポンプの内、一部に破損等が認められます。					
		原水ポンプ槽のポンプ設備のガイドレールに破損、変形等が認められます。					
	原水ポンプ槽のポンプ設備のフロートスイッチ用架台に破損、変形等が認められます。						
	一次処理	流量調整槽のポンプに固定不良が認められます。	可	おおむね適正	ポンプ設備等に破損、変形や固定不良等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	ポンプが2台以上設置されている浄化槽で、故障等のため1台を取り外している場合など。	
		流量調整槽の複数あるポンプの内、一部に破損等が認められます。					
		流量調整槽のポンプ設備のガイドレールに破損、変形等が認められます。					
	三次処理	中間流量調整槽のポンプに固定不良が認められます。	可	おおむね適正	ポンプ設備等に破損、変形や固定不良等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	ポンプが2台以上設置されている浄化槽で、故障等のため1台を取り外している場合など。	
		中間流量調整槽の複数あるポンプの内、一部に破損等が認められます。					
	放流管路	放流(排水)ポンプ設備のガイドレールに破損、変形等が認められます。	可	おおむね適正	ポンプ設備等に破損、変形や固定不良等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	ポンプが2台以上設置されている浄化槽で、故障等のため1台を取り外している場合など。	
		放流(排水)ポンプ設備のフロートスイッチ用架台に破損、変形等が認められます。					
			放流ポンプ槽のポンプに固定不良が認められます。				
			放流ポンプ槽の複数あるポンプの内、一部に破損等が認められます。				
一次処理	流量調整槽のポンプに破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。		BOD不可の場合使用	不適正	ポンプ設備の破損や固定不良等が認められ、揚水能力が低下して処理機能に支障が出ている。		
	流量調整槽のポンプに固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。						
三次処理	中間流量調整槽のポンプに固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。		BOD不可の場合使用	不適正	ポンプ設備の破損や固定不良等が認められ、揚水能力が低下して処理機能に支障が出ている。		
	中間流量調整槽のポンプに破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。						
放流管路	放流ポンプ槽のポンプに固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。		BOD不可の場合使用	不適正	ポンプ設備の破損や固定不良等が認められ、揚水能力が低下して処理機能に支障が出ている。		
	放流ポンプ槽のポンプに破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。						
<b>検査項目名 14. 接触材、ろ材、担体等の固定状況及び保持状況</b>							
生物反応槽のチェック項目。							
A	一次処理	特に問題は認められません。	良	適正			
		ろ材押さえに固定不良が認められます。	可	おおむね適正	接触材、ろ材、担体等の固定不良等が認められるが軽微であり、処理機能に支障が出ていない。(旋回流に大きな異常がない)	ろ材押さえの破損又は変形。	
		ろ材に固定不良が認められます。				好気ろ床槽、浮上ろ過、ばっ気汚泥貯留槽、沈殿分離槽(汚泥貯留部)対応。	
		ろ材の一部浮上が認められます。					
	ろ材の一部流出が認められます。						
	二次処理	ろ材押さえに固定不良が認められます。	可	おおむね適正	接触材、ろ材、担体等の固定不良等が認められるが軽微であり、処理機能に支障が出ていない。(旋回流に大きな異常がない)	ろ材押さえの破損又は変形。	
		ろ材に固定不良が認められます。					
		ろ材の一部浮上や担体流出が認められます。				担体の流出ではなく、摩耗による減少。	
	三次処理	担体流出防止ネットに固定不良が認められます。	可	おおむね適正	接触材、ろ材、担体等の固定不良等が認められるが軽微であり、処理機能に支障が出ていない。(旋回流に大きな異常がない)	ろ材押さえの破損又は変形。	
		ろ材に固定不良が認められます。					
	一次処理	ろ材に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	ろ材や担体の流出等により、処理機能に支障が出ている(旋回流等に明らかな異常、重度な破損)。	好気ろ床槽、浮上ろ過、ばっ気汚泥貯留槽、沈殿分離槽(汚泥貯留部)対応。	
		ろ材に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。					
	二次処理	散水ろ床のろ材に陥没が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	ろ材や担体の流出等により、処理機能に支障が出ている(旋回流等に明らかな異常、重度な破損)。		
		ろ材の浮上が認められ、処理機能に影響を与えています。					
多量の担体流出が認められ、処理機能に影響を与えています。							
三次処理	ろ材の欠如が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	ろ材や担体の流出等により、処理機能に支障が出ている(旋回流等に明らかな異常、重度な破損)。			
	ろ材に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。						

判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
	検査項目名	<b>15. ばっ気装置の固定状況</b>	ばっ気装置とは、ばっ気するための装置。散気式、機械攪拌式、併用式に大別される。散気式は送気管と散気装置で構成される（関連する空気配管、オリフイス等を含む）。			
A	流入配管	特に問題は認められません。	良	適正		
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンのばっ気装置に固定不良が認められます。	可	おおむね適正	破損、変形や空気漏れがあるが、槽内DOのばらつきや旋回流に異常が無い。旋回流に与える影響は軽微である。	好気ろ床槽、浮上ろ過、ばっ気汚泥貯留槽、沈殿分離槽(汚泥貯留部)、前置担体流動槽対応。
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンの散気管に一部破損が認められます。				
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンのばっ気装置に破損、変形等が認められます。				
	原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンの空気配管の一部に空気漏れが認められます。					
	一次処理	ばっ気装置に固定不良が認められます。	可	おおむね適正	破損、変形や空気漏れがあるが、槽内DOのばらつきや旋回流に異常が無い。旋回流に与える影響は軽微である。	好気ろ床槽、浮上ろ過、ばっ気汚泥貯留槽、沈殿分離槽(汚泥貯留部)、前置担体流動槽対応。
		散気管に一部破損が認められます。				
		ばっ気装置に破損、変形等が認められます。				
	二次処理	ばっ気装置に固定不良が認められます。	可	おおむね適正	破損、変形や空気漏れがあるが、槽内DOのばらつきや旋回流に異常が無い。旋回流に与える影響は軽微である。	散気バルブ2本のうち1本の破損、変形等。
		散気管に一部破損が認められます。				
		散気装置に破損、変形等が認められます。				
	三次処理	ばっ気装置に固定不良が認められます。	可	おおむね適正	破損、変形や空気漏れがあるが、槽内DOのばらつきや旋回流に異常が無い。旋回流に与える影響は軽微である。	散気バルブ2本のうち1本の破損、変形等。
散気管に一部破損が認められます。						
散気装置に破損、変形等が認められます。						
一次処理	ばっ気装置に固定不良が認められます。	BOD不可の場合使用	不適正	破損や空気漏れがあり、槽内DOのばらつきが大きく、旋回流に著しい異常があり、処理機能に支障が出ている。	好気ろ床槽、浮上ろ過、ばっ気汚泥貯留槽、沈殿分離槽(汚泥貯留部)、前置担体流動槽対応。	
	ばっ気装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。					
	散気管の空気漏れや支持具、ばっ気装置等に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。					
二次処理	ばっ気装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	破損や空気漏れがあり、槽内DOのばらつきが大きく、旋回流に著しい異常があり、処理機能に支障が出ている。	機械攪拌ばっ気装置、インペラ式ばっ気装置。	
	散気管の空気漏れや支持具、ばっ気装置等に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。					
三次処理	ばっ気装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	破損や空気漏れがあり、槽内DOのばらつきが大きく、旋回流に著しい異常があり、処理機能に支障が出ている。	散気装置 機械攪拌ばっ気装置 回転板接触酸化型。	
	散気管の空気漏れや支持具、ばっ気装置等に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。					
	検査項目名	<b>16. 攪拌装置の固定状況</b>	A: 凝集工程の急速、緩速攪拌装置、脱室槽等の攪拌装置の場合。 B: 流量調整槽や汚泥濃縮貯留槽等の攪拌装置の場合。			
AB		特に問題は認められません。	良	適正		
A	二次処理	脱室槽の攪拌装置に固定不良が認められます。	可	おおむね適正	固定不良や破損、変形等が認められるが処理機能に支障が出ていない。	
		脱室槽の攪拌装置に破損、変形等が認められます。				
	三次処理	脱室槽の攪拌装置に固定不良が認められます。				
		凝集槽の攪拌装置に固定不良が認められます。				
B	一次処理	脱室槽の攪拌装置に破損、変形等が認められます。	不可			
		凝集槽の攪拌装置に破損、変形等が認められます。				
		流量調整槽の攪拌装置に固定不良が認められます。				
A	二次処理	脱室槽の攪拌装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	
		凝集槽の攪拌装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
		脱室槽の攪拌装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	検査項目名	<b>17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況</b>	汚泥返送装置又は汚泥移送装置にエアリフトポンプを用いている場合、関連する空気配管を含む。排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。			
A	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		汚泥返送(移送)装置に固定不良が認められます。	可	おおむね適正	汚泥の返送(移送)には支障が認められない。軽微である。	
		汚泥返送(移送)装置に破損、変形等が認められます。				
		汚泥の返送(移送)先に不備が認められます。				
	汚泥移送装置に固定不良が認められます。					
	三次処理	汚泥返送装置に破損、変形等が認められます。	可	おおむね適正	汚泥の返送(移送)には支障が認められない。軽微である。	
		汚泥移送装置に破損、変形等が認められます。				
		汚泥の移送先に不備が認められます。				
	二次処理	汚泥返送(移送)装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	窒素除去以外。
		汚泥返送(移送)装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
		汚泥の返送(移送)先に不備が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	三次処理	汚泥移送装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	窒素除去以外。
汚泥移送装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。						
汚泥の移送先に不備が認められ、処理機能に影響を与えています。						



判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考							
	検査項目名	<b>18. 循環装置の固定状況</b>		分水計量装置及び循環用ポンプは、この項目に準じてチェックする。									
A		特に問題は認められません。	良	適正									
	一次処理	循環装置に固定不良が認められます。 循環装置に破損、変形等が認められます。	可	おおむね適正	循環には支障は認められず、処理機能に支障が出ていない。	関連する空気配管、循環水移送管、分水計量装置のぐらつきもここで見る。 一次処理の処理装置内の循環(PCN等)窒素除去タイプのみ。							
	二次処理	循環装置に固定不良が認められます。 循環装置に破損、変形等が認められます。 分水計量装置に固定不良が認められます。											
	三次処理	循環装置に固定不良が認められます。 循環装置に破損、変形等が認められます。 分水計量装置に固定不良が認められます。											
	一次処理	<b>循環装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。</b>					BOD不可の場合使用	不適正	破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。				
	二次処理	<b>循環装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。</b> <b>循環装置の取り付け位置又は方法に誤りが認められ、処理機能に影響を与えています。</b> <b>分水計量装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。</b>											
	三次処理	<b>循環装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。</b> <b>分水計量装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。</b>											
	検査項目名	<b>19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況</b>											
	A		特に問題は認められません。	良	適正								
二次処理		逆洗装置又は洗浄装置に固定不良が認められます。 逆洗装置又は洗浄装置に破損、変形等が認められます。	可	おおむね適正	逆洗装置又は洗浄装置の固定不良、破損、変形等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。逆洗に支障は認められない。	逆洗バルブ2本のうち1本の破損、変形等。							
三次処理		逆洗(洗浄)装置に固定不良が認められます。 逆洗(洗浄)装置に破損、変形等が認められます。											
二次処理		<b>逆洗装置又は洗浄装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。</b>					BOD不可の場合使用	不適正	逆洗装置又は洗浄装置の破損、変形、固定不良等が認められ、処理機能に支障が出ている。	配管の破損、変形等を確認。			
三次処理		<b>逆洗(洗浄)装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。</b>											
検査項目名		<b>20. 膜モジュールの固定状況</b>		接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況の項目に準じてチェックする。									
A	二次処理	<b>膜モジュールに破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。</b>	BOD不可の場合使用	不適正	膜モジュールの破損や不適切な取り付け位置の確認。								
	二次処理	<b>膜モジュールの取り付け方法が不適切です。</b>	不可	不適正									
検査項目名	<b>21. 消毒装置の固定状況</b>												
A		特に問題は認められません。	良	適正									
	消毒装置	薬筒に破損、変形等が認められます。 薬筒支持具に破損、変形等が認められます。 集水といに破損、変形等が認められます。 薬筒に固定不良が認められます。 薬筒が設置されていません。 薬筒支持具に固定不良が認められます。 集水といに固定不良が認められます。 固定不良が認められます。 破損、変形等が認められます。 取り付けに不備が認められます。	可	おおむね適正	消毒装置の固定不良や破損、変形等が認められるが軽微である。	薬筒の底抜け。 支持具部分の破損。 集水とい部分の破損。							
	消毒装置	<b>著しい破損、変形等が認められます。</b>				BOD不可の場合使用	不適正	消毒装置に著しい破損、変形等が認められる。	支持具の固定ネジ等の外れ。 集水といの固定ネジ等の外れ。 液体塩素装置に使用。 液体塩素装置に使用。				
	検査項目名	<b>22. 越流せきの固定状況</b>											
	A					特に問題は認められません。	良	適正					
		二次処理				越流せきに破損、変形等が認められます。 越流せきに水平の狂いが認められます。 越流せきの取り付け部分に密閉不良が認められます。	可	おおむね適正	越流せきの破損、変形や水平の狂いが認められるが処理機能に支障が出ていない。	残留塩素は検出される。 固定ネジ外れ等。			
		三次処理				越流せきに固定不良が認められます。 越流せきに破損、変形等が認められます。 越流せきに水平の狂いが認められます。							
		二次処理				<b>越流せきに破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。</b>				BOD不可の場合使用	不適正	越流せきに破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	残留塩素は検出される。 固定ネジ外れ等。
		三次処理				<b>越流せきに破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。</b>							

判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考				
	検査項目名	<b>23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況</b>								
A	一次処理	特に問題は認められません。	良	適正		隔壁:一次処理装置、二次処理装置、三次処理装置の各装置間。 仕切板:各装置内の仕切。				
		仕切板に破損、変形等が認められます。	可	おおむね適正	破損、変形等が認められるが処理機能に支障が出ていない。					
		移流管(口)又はバフフルに破損、変形等が認められます。								
		一次処理装置と二次処理装置の間の隔壁に破損、変形等が認められます。								
	流入管のバフフルに破損、変形等が認められます。									
	二次処理	仕切板に破損、変形等が認められます。	可	おおむね適正	破損、変形等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。					
		移流管(口)又はバフフルに破損、変形等が認められます。								
		沈殿槽のスカムバフフルに破損、変形等が認められます。								
		処理槽のスカムバフフルに破損、変形等が認められます。								
	三次処理	仕切板に破損、変形等が認められます。	可	おおむね適正	破損、変形等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。					
		移流管(口)又はバフフルに破損、変形等が認められます。								
	一次処理	仕切板に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。					
移流管(口)又はバフフルに破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。										
一次処理装置と二次処理装置の間の隔壁に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。										
二次処理	仕切板に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。						
	移流管(口)又はバフフルに破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。									
三次処理	仕切板に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。						
	検査項目名	<b>24. その他の内部設備の固定状況</b>								
本固定状況のなかには、流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、消泡装置、汚泥掻き寄せ機、回転駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベル等の固定状況のチェックをする。			良	適正						
A,B		特に問題は認められません。	良	適正						
A	一次処理	流量調整槽の分水計量装置に固定不良が認められます。	可	おおむね適正	一部不良が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	重要度A:流水調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルの場合。				
		平面酸化床に固定不良が認められます。								
	散水といに固定不良が認められます。									
	汚泥掻き寄せ機に固定不良が認められます。									
	回転駆動装置に固定不良が認められます。									
二次処理	集水装置に固定不良が認められます。	可	おおむね適正	一部不良が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	重要度A:流水調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルの場合。					
	砂ろ過装置に固定不良が認められます。									
	活性炭吸着装置に固定不良が認められます。									
三次処理	汚泥掻き寄せ機に固定不良が認められます。	可	おおむね適正	一部不良が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	重要度A:流水調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルの場合。					
全体	制御盤の一部に破損、変形等が認められます。	可	おおむね適正	一部不良が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	重要度A:流水調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルの場合。					
B	一次処理	ドラフトチューブに固定不良が認められます。	不可	おおむね適正	破損等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	以下重要度Bは、上記重要度A以外の装置類。  消泡装置の代替として、固形状の薬剤を吊るす等により対応している場合は指摘しない。				
		りん除去装置に固定不良が認められます。								
	二次処理	消泡装置に固定不良が認められます。					不可	おおむね適正	破損等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	以下重要度Bは、上記重要度A以外の装置類。  消泡装置の代替として、固形状の薬剤を吊るす等により対応している場合は指摘しない。
		スカムスキマーに固定不良が認められます。								
		注水装置に固定不良が認められます。								
		散水機に固定不良が認められます。								
	三次処理	スカムスキマーに固定不良が認められます。					不可	おおむね適正	破損等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	以下重要度Bは、上記重要度A以外の装置類。  消泡装置の代替として、固形状の薬剤を吊るす等により対応している場合は指摘しない。
	一次処理	ドラフトチューブに破損等が認められます。					不可	おおむね適正	破損等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	以下重要度Bは、上記重要度A以外の装置類。  消泡装置の代替として、固形状の薬剤を吊るす等により対応している場合は指摘しない。
		りん除去装置に破損等が認められます。								
	二次処理	消泡装置に破損等が認められます。					不可	おおむね適正	破損等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	以下重要度Bは、上記重要度A以外の装置類。  消泡装置の代替として、固形状の薬剤を吊るす等により対応している場合は指摘しない。
スカムスキマーに破損等が認められます。										
注水装置に破損等が認められます。										
散水機に破損等が認められます。										
三次処理	スカムスキマーに破損等が認められます。	不可	おおむね適正	破損等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	以下重要度Bは、上記重要度A以外の装置類。  消泡装置の代替として、固形状の薬剤を吊るす等により対応している場合は指摘しない。					
A	一次処理	流量調整槽の分水計量装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	固定不良や破損等が認められ、処理機能に支障が出ている。					
		流量調整槽の分水計量装置に破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。								
	二次処理	散水といに固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。					BOD不可の場合使用	不適正	固定不良や破損等が認められ、処理機能に支障が出ている。	
		平面酸化床に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。								
		汚泥掻き寄せ機に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。								
		回転駆動装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。								
	三次処理	散水といに破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。					BOD不可の場合使用	不適正	固定不良や破損等が認められ、処理機能に支障が出ている。	
		平面酸化床に破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。								
		汚泥掻き寄せ機に破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。								
		汚泥掻き寄せ機に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。								
三次処理	砂ろ過装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	固定不良や破損等が認められ、処理機能に支障が出ている。						
	活性炭吸着装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。									
三次処理	汚泥掻き寄せ機に破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	固定不良や破損等が認められ、処理機能に支障が出ている。						

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
<b>④ 設置に係るその他の状況</b>						
<b>検査項目名 25. 設置場所の状況</b>			雨水が停滞しやすい又は通気性が悪い場所での設置により、処理機能へ影響を及ぼすことがあります。			
C	全体	特に問題は認められません。	良	適正		
		槽上部又は周辺の構造物により、管理作業等への支障が認められます。	可	おおむね適正		送風機の場合。
		送風機上部の空間の構造物等により、送風機および制御装置の操作に支障が認められます。				
		雨水の停滞しやすい場所への設置が認められます。				
		通気性が良くない場所への設置が認められます。				
浄化槽のフェンスに破損・腐食が認められます。						
		マンホール蓋、鉄製蓋等の施錠がされていません。				不特定多数が入れる場合(特に幼稚園や小学校)。
<b>検査項目名 26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況</b>						
A	流入管路	特に問題は認められません。	良	適正		
		流入会所升の一部流入管の接続不良が認められます。	可	おおむね適正	流入管渠又は放流管渠途中の升の一部に破損、変形等が認められるが、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	流入会所の蓋の破損、変形等等。 流入会所の枠の破損、変形等等。 トイレ、台所前の升は固形物の流入が多いため、堆積物の有無もチェックする。 浴槽水等固形物が少ないものはOK。
		流入会所升の一部沈下が認められます。				
		流入会所升の設置位置に不備が認められます。				
		流入会所升の蓋に破損、変形等が認められます。				
		流入会所升の枠に破損、変形等が認められます。				
		流入会所升にインバート升以外の升の設置が認められます。				
		合流点にインバート升以外の升の設置が認められます。				
		流入管の露出が認められます。				
		二重トラップが認められます。				
	破損が認められます。					
	勾配不良が認められます。					
	流入管路の升の一部の欠落が認められます。					
	原水ポンプ槽のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。					
	原水ポンプ槽のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。					
放流管路	放流会所升の設置位置に不備が認められます。	可	おおむね適正	流入管渠又は放流管渠途中の升の一部に破損、変形等が認められるが、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	放流会所の蓋の破損、変形等にも対応。 放流会所の枠の破損、変形等にも対応。	
	放流会所升に沈下が認められます。					
	放流会所升の一部放流管接続不良が認められます。					
	放流会所升の蓋に破損、変形等が認められます。					
	放流会所升の枠に破損、変形等が認められます。					
放流管の露出が認められます。						
放流管路と排水路の水位差に不備が認められます。						
逆流している箇所が認められます。						
破損が認められます。						
勾配不良が認められます。						
放流ポンプ槽のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。						
放流ポンプ槽のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。						
放流ポンプ槽に一部放流管接続不良が認められます。					放流ポンプ槽の送水管の接合部等から水漏れしている場合に使用。	
流入管路	流入管路が接続されていません。	不可	不適正	流入管渠の未接続が認められる。 臭突口への接続が認められる。 雨水升の使用が認められる。		
	流入管が臭突口に接続されています。					
	流入管路に雨水升が使用されています。					
放流管路	放流管路が接続されていません。	不可	不適正	放流管渠の未接続が認められる。		
	放流会所升の蓋等の著しい破損、変形等により、維持管理への支障が認められます。					
全体	浄化槽への流入配管と放流配管が誤接続され、水の流れが逆になっています。			流入配管と放流配管が誤接続が認められる。		
<b>検査項目名 27. 送風機の設置状況</b>			送風機とは、空気を供給する機械の総称。ターボ型、ルーツ型、ロータリ型、電磁式(ダイヤフラム式、ピストン式等)、水中型等がある。送風機本体から槽本体の接続部までの空気配管、防水、予備コンセントやアースのチェック。(アース unnecessary の場合もある)。A:送風機が未設置の場合。B:A以外。			
A,B		特に問題は認められません。	良	適正		
A	二次処理	複数ある送風機の内、一部が設置されていません。	可	おおむね適正	一部に破損又は変形が認められるが軽微である。	二次処理は稼働している事も確認。 送風機本体から槽本体までの配管も確認する。
B	二次処理	空気配管に破損、変形等が認められます。				
	三次処理	空気配管に破損、変形等が認められます。				
	全体	送風機に固定不良が認められます。				
	吐出量が少ない送風機の設置が認められます。					
	空気配管設備の地上露出が認められます。				基準よりも小さい送風機の設置(送風能力が不足)されている場合。 破損の危険性が高い場合。	
二次処理	送風機の送気用と逆洗用の誤接続が認められます。	不可				
A	二次処理	送風機が設置されていません。	不可	不適正	送風機が1台も設置されていない。 送風機の種類が生物ろ過槽用と違う等。	
	全体	処理方式に適合した送風機が設置されていません。				
		送風機への電気の供給が認められません。			ブレーカーOFF若しくはコンセントに電気が来ていない場合。	
<b>検査項目名 28. 増改築等の状況</b>			人槽表示等の状況を含む。			
A		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	増改築や用途変更に伴う人槽変更が行われていません。	不可	不適正	増改築や用途変更に伴い、既設浄化槽活用願等の必要な手続きがなされているかを管轄の行政機関に確認する。	「68.処理対象以外の排水の流入状況」・「70.流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況」も確認する。

判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
--------	-------	-----	----	------	------	----

2. 設備の稼働状況

① ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況

検査項目名	29. ポンプの稼働状況	判断	総合判定	判断基準	備考				
	ポンプ設備とは原水ポンプ、流量調整用ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する葉巻及び配管途中のバルブも含む。								
B	特に問題は認められません。	良	適正						
	原水ポンプに揚水能力の低下が認められます。	可	おおむね適正	揚水能力の低下が認められるが軽微である(2台の内1台故障の場合やオーバーフローがある場合など)。1台しかなくオーバーフローが設置されていない場合、設置されていても流入管路やマンホールから溢水すると判断される場合は、5の溢流の状況で指摘する。	レベルスイッチの設定は、水位の状況で見る。				
	複数ある原水ポンプの内、一部に故障が認められます。								
	原水ポンプへの電気の供給が認められません。								
	流量調整ポンプに揚水能力の低下が認められます。								
	一次処理 複数ある流量調整ポンプの内、一部に故障が認められます。								
	流量調整ポンプへの電気の供給が認められません。								
	二次処理 消泡ポンプに故障が認められます。								
	消泡ポンプに故障が認められます。								
	三次処理 中間流量調整槽のポンプに揚水能力の低下が認められます。								
	中間流量調整槽の複数あるポンプの内、一部に故障が認められます。								
	放流管路 複数ある放流ポンプの内、一部に故障が認められます。								
放流ポンプに揚水能力の低下が認められます。									
放流ポンプへの電気の供給が認められません。									
流入管路 原水ポンプ槽のレベルスイッチに故障が認められます。	不可	おおむね適正	揚水能力の不足、故障が認められる。						
原水ポンプに故障が認められます。									
一次処理 流量調整槽のレベルスイッチに故障が認められます。									
流量調整ポンプに故障が認められます。									
放流管路 放流ポンプ槽のレベルスイッチに故障が認められます。									
放流ポンプに故障が認められます。									
検査項目名	30. 送風機の稼働状況	判断	総合判定	判断基準	備考				
	送風機とは、空気を供給する機械の総称。ターボ型、ルーツ型、ロータリ型、電磁式(ダイヤフラム式、ピストン式等)、水中型等がある。								
B	特に問題は認められません。	良	適正						
	二次処理 複数ある送風機の内、一部に故障が認められます。	可	おおむね適正	一部不良が認められるが軽微である(ばっ気に影響が無い)。	生物ろ過用。 生物ろ過用。 フィルターカバーのネジ固着等により、内部のフィルターの状態を確認できない。 送風機が屋内に設置されており、施設等のため送風機本体を目視等で確認できない。停電の場合も使用。				
	送風機に送風能力の低下が認められます。								
	送風機に散気側の送風能力の低下が認められます。								
	送風機に逆洗側の送風能力の低下が認められます。								
	送風機に破損、変形等が認められます。								
	送風機のカバーに破損、変形等が認められます。								
	送風機のベルトに不良が認められます。								
	送風機のオイルの不足が認められます。								
	送風機にオイル漏れが認められます。								
	送風機にフィルターの老朽化が認められます。								
	送風機にフィルターの目詰まりが認められます。								
	送風機にフィルターの欠落が認められます。								
	送風機に異常音が認められます。								
	送風機に逆洗作動時の異常音が認められます。								
	送風機のフィルターカバーに開閉不良が認められます。								
	送風機の稼働状況の確認ができません。								
	二次処理 送風機の散気側が故障しています。					不可	不適正	送風機の散気側稼働停止を確認。	生物ろ過用。
	送風機の逆洗側が故障しています。							送風機の逆洗側の稼働停止を確認。	生物ろ過用。
	送風機が故障しています。							送風機の稼働停止を確認。	
送風機のベルトの緩み、破損によりばっ気が停止しています。	不可					不適正	ベルトスリップ。		
二次処理 送風機の散気側が故障しています。		送風機の散気側稼働停止を確認。	生物ろ過用。						
送風機の逆洗側が故障しています。		送風機の逆洗側の稼働停止を確認。	生物ろ過用。						
送風機が故障しています。	不可	不適正	送風機の稼働停止を確認。						
送風機のベルトの緩み、破損によりばっ気が停止しています。			ベルトスリップ。						
検査項目名	31. 駆動装置の稼働状況	判断	総合判定	判断基準	備考				
	駆動装置とは、集泥機、スクリーンの自動掻き上げ機、回転駆動装置、回転散水機、破砕機等を含む。								
B	特に問題は認められません。	良	適正						
	自動又は間欠かき揚げ型スクリーン設備に多量の汚物等の付着・蓄積が認められます。	可	おおむね適正	一部不良が認められるが軽微である。					
	微細目スクリーン設備の駆動部に老朽化及び劣化が認められます。								
	スクリーンの自動掻き上げ装置に故障等が認められます。								
	破砕機に故障等が認められます。								
	二次処理 回転板駆動装置の故障が認められます。	不可	おおむね適正	故障等が認められる。					
	回転板が稼働停止しています。								
	沈殿槽の汚泥掻き寄せ機の故障が認められます。								
	沈殿槽のスラムスキマーの故障が認められます。								
	三次処理 沈殿槽のスラムスキマーの故障が認められます。								

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
--------	-------	-----	----	------	------	----

② ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況

検査項目名	32. ばっ気装置の稼働状況		ばっ気装置とは、ばっ気するための装置。散気式、機械攪拌式、併用式に大別される。散気式は送気管と散気装置で構成される(関連する空気配管、オリフィス等を含む)。			
B	流入管路	特に問題は認められません。	良	適正		
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンの空気配管に目詰まりが認められます。				
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンの旋回流に異常が認められます。				
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンのばっ気空気量の調整に不備が認められます。				
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンの空気配管の一部に空気漏れが認められます。				
	原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンのばっ気時間の調整に不備が認められます。					
	一次処理	空気配管に目詰まりが認められます。	可	おおむね適正	空気供給量の調整の不備、ばっ気部の攪拌水流の付近等が認められるが軽微である。	好気ろ床槽、浮上ろ過槽、前置担体流動槽。
		旋回流に異常が認められます。				
		ばっ気空気量の調整に不備が認められます。				
	空気配管の一部に空気漏れが認められます。					
	ばっ気が停止しています。					
	二次処理	空気配管に目詰まりが認められます。				
		旋回流に異常が認められます。				
		ばっ気空気量の調整に不備が認められます。				
		空気配管の一部に空気漏れが認められます。				
	三次処理	ばっ気時間の調整に不備が認められます。				
		空気配管に目詰まりが認められます。				
		旋回流に異常が認められます。				
	二次処理	ばっ気空気量の調整に不備が認められます。				二次処理のばっ気は稼働中であることを確認する。
		空気配管の一部に空気漏れが認められます。				
ばっ気が停止しています。						
二次処理	散気装置の閉塞又は破損によりばっ気が停止しています。	不可	不適正	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞又は破損が認められる。		
検査項目名	33. 攪拌装置の稼働状況					
B	一次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		流量調整槽の攪拌が不十分と認められます。	可		攪拌装置の能力低下、攪拌不良等が認められるが軽微である。	
		二次処理				脱窒槽の攪拌が不十分と認められます。
	三次処理	脱窒槽の攪拌が不十分と認められます。				
	一次処理	汚泥濃縮貯留槽の攪拌装置に故障が認められます。	不可	おおむね適正	攪拌装置の能力不足、故障等が認められる。	
		汚泥貯留槽の攪拌装置に故障が認められます。				
		流量調整槽の攪拌装置に故障が認められます。				
	二次処理	脱窒槽の攪拌が停止しています。				
	三次処理	脱窒槽の攪拌が停止しています。				
		凝集槽の攪拌が停止しています。				

③ 汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況

検査項目名	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況		汚泥返送管又は汚泥移送管内の汚泥堆積による閉塞状況のチェックを含む。排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。			
B	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		汚泥返送(移送)装置の空気バルブの調節に不備が認められます。	可		汚泥返送(移送)装置の調整や設定に不備が認められるが軽微である。	小型浄化槽で生物反応槽の送風機と共用の場合は対象外とする。
		汚泥返送(移送)装置の設定に不備が認められます。				
		汚泥返送(移送)量の調整に不備が認められます。				
		汚泥返送(移送)装置に汚泥漏れが認められます。				
	汚泥返送(移送)装置に空気漏れが認められます。					
	三次処理	汚泥移送装置の空気バルブの調節に不備が認められます。	可			
		汚泥移送装置の設定に不備が認められます。				
	二次処理	汚泥返送(移送)装置に故障等が認められます。	不可	おおむね適正	汚泥返送(移送)装置の故障、調整や設定の不備が認められる。	
		汚泥返送(移送)用送風機に故障が認められます。				
汚泥返送(移送)に調整不能が認められます。						
三次処理	汚泥移送装置に故障等が認められます。					
	汚泥移送用送風機に故障が認められます。					
	汚泥移送に調整不能が認められます。					
三次処理	汚泥移送装置に閉塞が認められます。					
検査項目名	35. 循環装置の稼働状況		循環装置とは、し尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件において循環装置として規定されているものをさす。分水計量装置、循環用ポンプについてはこの項目に準じてチェックする。			
B	一次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		循環の低下が認められます。	不可			
	二次処理	循環装置に故障が認められます。				
	二次処理	循環装置の調整に不備が認められます。	可	おおむね適正	一次処理の循環がほとんど停止状態(PCN等)。通常、循環量は300~500%程度であるが、異なる設計になっているものもあるので注意。小型浄化槽で生物反応槽の送風機と共用の場合は対象外とする。	
		循環装置の設定に不備が認められます。				
循環装置に閉塞が認められます。						
二次処理	循環装置に一部破損が認められます。					

判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
検査項目名 36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況						
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	二次処理	逆洗装置又は洗浄装置の調整に不備が認められます。	可	おおむね適正	逆洗装置又は洗浄装置の調整等に不備が認められるが軽微である。	
		逆洗装置又は洗浄装置の設定に不備が認められます。				
		逆洗装置又は洗浄装置に空気漏れが認められます。				
		逆洗とばっ気の同時作動が認められます。				
		逆洗の常時作動が認められます。				
	逆洗装置又は洗浄装置の散気管に閉塞が認められます。	常時逆洗だけを作動させている。				
	三次処理	砂ろ過の逆洗(洗浄)不足が認められます。	おおむね適正	逆洗装置又は洗浄装置の調整等に不備が認められるが軽微である。		
		活性炭吸着槽の逆洗(洗浄)不足が認められます。				
	二次処理	逆洗装置又は洗浄装置に故障が認められます。	不可	逆洗装置又は洗浄装置に故障や調整不能が認められる。		切替えコック不良を含む。
		逆洗用送風機に故障等が認められます。				
	三次処理	接触ばっ気槽、脱室用(硝化用)接触槽等の逆洗に不良が認められます。	不可	逆洗装置又は洗浄装置に故障や調整不能が認められる。		
砂ろ過の洗浄に著しい不足が認められます。						
活性炭吸着の洗浄に著しい不足が認められます。						

④ 膜モジュールの稼働状況

検査項目名	37. 膜モジュールの稼働状況					
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	二次処理	膜モジュールに透過水量の低下が認められます。	可	おおむね適正	処理機能への影響は軽微。	透過水量は確保されている。
膜モジュールに差圧・水位の上昇が認められます。						

⑤ 制御装置及び調整装置の稼働状況

検査項目名	38. 制御装置の稼働状況		制御装置については、シーケンス、タイマー、水位センサー等の設定状況をチェックする。			
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	流入管路	原水ポンプ槽のポンプの交互運転の設定に不備が認められます。	可	おおむね適正	タイマー、スイッチ等の不良又は設定に不備が認められるが軽微である。	砂ろ過、活性炭吸着、三次処理接触ばっ気は三次処理でみる。 点検時に手動で切替えている場合は指摘しない。
		一次処理				
	三次処理	中間流量調整槽のポンプの交互運転の設定に不備が認められます。				
	二次処理	送風機の警報ランプに異常が認められます。				
	放流管路	放流ポンプの交互運転の設定に不備が認められます。				
		送風機のタイマーに不良が認められます。				
		送風機のタイマーの設定に不備が認められます。				
		制御装置の手動逆洗切替に不備が認められます。				
	全体	制御装置に稼働不良が認められます。				
		制御装置の設定に不備が認められます。				
		タイマー、スイッチ等の設定の不備又は故障が認められる。				
二次処理	汚泥移送(返送)装置の稼働時間、稼働間隔の設定に不備が認められます。	不可				
三次処理	逆洗装置の稼働時間、稼働間隔の設定に不備が認められます。					
三次処理	汚泥移送装置の稼働時間、稼働間隔の設定に不備が認められます。					
全体	制御装置に故障又は機能停止が認められます。				生物ろ過(小型合併用)。 電気系統や機器系統の一部に不良箇所がある。 中大型槽の制御盤。	

検査項目名	39. 調整装置の稼働状況		調整装置とは、流量調整調整槽の分水計量装置、電磁弁、電動弁、集水装置等をさす。			
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	二次処理	電磁弁、電動弁に作動不良が認められます。	可	おおむね適正		
		放流用エアリフトポンプに揚水量の低下が認められます。				
	三次処理	電磁弁、電動弁に作動不良が認められます。				
	一次処理	定量移送装置に稼働不良が認められます。	不可	おおむね適正	分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認められる。	
		原水ポンプ槽内調整装置に不良が認められます。				
	二次処理	流量調整槽の分水計量装置のせき高の設定に不備が認められます。				
	二次処理	放流用エアリフトポンプに閉塞が認められます。				
	三次処理	薬品添加装置に故障が認められます。	不可	おおむね適正	分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認められる。	
		電磁弁、電動弁に故障が認められます。				
		中間流量調整槽の分水計量装置のせき高の設定に不備が認められます。				
	三次処理	電磁弁、電動弁に故障が認められます。				

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
--------	-------	-----	----	------	------	----

⑥ 生物膜又は活性汚泥の状況

検査項目名	40. 生物膜の状況	生物膜の付着状況や剥離状況等をチェックする。				
B	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		散水ろ床上部に汚泥の堆積が認められます。	可	おおむね適正	生物膜の肥厚化、剥離等が認められるが軽微である。現状、水質に問題がない。	担体流動と接触ばっ気を合わせた処理方式の場合も使用。
		平面酸化床に汚泥の堆積が認められます。				
		接触ばっ気部に生物膜の剥離による浮遊汚泥が認められます。				
		接触ばっ気部に生物膜の肥厚化が認められます。				
		回転板接触槽に生物膜の閉塞が認められます。				
	回転板接触槽に生物膜の閉塞が認められます。					
	三次処理	接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等に生物膜の一部閉塞が認められます。	可	おおむね適正	生物膜の肥厚化、剥離等が認められるが軽微である。現状、水質に問題がない。	担体流動と接触ばっ気を合わせた処理方式の場合も使用。
		接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等に生物膜の剥離による浮遊汚泥が認められます。				
	全体	生物膜に著しい肥厚化、剥離等が認められます。	不可		水質が悪く、生物膜が嫌気性変化している場合。	生物膜の色を確認(黒色化している)。表層の生物膜や逆洗時に剥離した生物膜の色とあわせて溶存酸素の値を見る。
検査項目名	41. 活性汚泥の状況	活性汚泥の性状や沈降性等をチェックする。膜分離槽の活性汚泥については適正な汚泥濃度範囲をチェックする。				
B	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		ばっ気槽に活性汚泥の解体が認められます。	可	おおむね適正	活性汚泥の沈降性や分離性の不良が認められるが軽微である。膜分離槽においては、適正な範囲を超えているが軽微である。	膜分離においては、活性汚泥のMLSS濃度が3000mg/L～15000mg/Lを目安とする。
		ばっ気槽に活性汚泥の膨化が認められます。				
		ばっ気槽に活性汚泥量の増加が認められます。				
		ばっ気槽に活性汚泥の生成不良が認められます。				
		ばっ気槽の活性汚泥が解体し汚泥の流出が認められます。				
	ばっ気槽の活性汚泥が膨化し汚泥の流出が認められます。					
ばっ気槽に活性汚泥の生成が認められません。	不可		活性汚泥の未生成、活性汚泥量の著しい増加等が認められる。膜分離槽においては、適正な範囲を超えている。			

⑦ 設備の稼働に係るその他の状況

検査項目名	42. その他の設備の稼働状況	三次処理装置とは、浄化槽設置等が提出されているものをさす。消泡装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機等を含む。									
B	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正							
		スクラムスキマー装置に閉塞が認められます。	可	おおむね適正	一部に不良が認められるが軽微である。						
		スクラムスキマー装置の空気バルブの調整に不備が認められます。									
		スクラムスキマー装置に空気漏れが認められます。									
		りん除去装置に不良が認められます。									
		消泡設備に不良が認められます。									
		消泡設備に故障等が認められます。									
		三次処理					砂ろ過装置に故障等が認められます。	可	おおむね適正	一部に不良が認められるが軽微である。	
							活性炭吸着装置に故障等が認められます。				
							砂ろ過装置に不良が認められます。				
	全体	照明設備に不良が認められます。					可	おおむね適正	一部に不良が認められるが軽微である。		
		換気設備に不良が認められます。									
	二次処理	スクラムスキマー装置に故障等が認められます。	不可	おおむね適正	一部に破損又は変形、腐食又は老朽化が認められるが軽微である。						
		希釈注水装置に故障等が認められます。									
		りん除去装置に故障等が認められます。									
照明設備に故障が認められます。											
換気設備に故障が認められます。											
全体	臭突装置に破損が認められます。	不可	おおむね適正	一部に破損又は変形、腐食又は老朽化が認められるが軽微である。							
	警報装置に故障が認められます。										
	汚泥濃縮機に故障が認められます。										
	汚泥脱水設備に故障が認められます。										

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
--------	-------	-----	----	------	------	----

3. 水の流れ方の状況

① 管渠、弁及び各単位装置間の水流の状況

検査項目名	43. 流入管渠(路)の水流の状況	流入管渠には、油脂分離槽を含む。				
B	流入管路	特に問題は認められません。	良	適正		
		流入管の屈曲点、つなぎ目に汚物の堆積が認められます。	可	おおむね適正	汚水の停滞、汚物の堆積が認められるが、軽微である。	改善が容易である場合。
		閉塞が認められます。				
		勾配不良が認められます。				
		流入会所升のクリーンかごに目詰まりが認められます。				
		樹木の根等の侵入が認められます。	不可	おおむね適正	管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚物の堆積等が認められる。管の1/2以上汚水の滞留がある。	改善が容易である場合。
		汚物の堆積が認められます。				
		汚水の停滞が認められます。				
		流入管の屈曲点、つなぎ目に多量の汚物の堆積が認められます。				
		著しい油脂の堆積が認められます。				
油脂分離槽内に著しい油脂の堆積が認められます。						
防臭トランプ弁に封水の不備が認められます。			管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚物の堆積等が認められる。	油脂分離槽が設置され、閉塞している場合。		

検査項目名	44. 放流管渠(路)の水流の状況	放流管渠には、蒸発散装置や浸透装置を含む。				
B	放流管路	特に問題は認められません。	良	適正		
		閉塞が認められます。	可	おおむね適正	処理水の停滞が認められるが、軽微である。	
		勾配不良が認められます。				
		樹木の根等の侵入が認められます。				
		放流先の水位に異常が認められます。				
		放流管渠内に処理水の停滞が認められます。	不可	おおむね適正	管渠の勾配不良や破損、蒸発散装置、浸透装置の不良が認められる。	
		放流管渠の勾配不良により滞水が認められます。				
		蒸発散装置の発散不良により放流管渠内の水位の上昇が認められます。				
		地下浸透槽の浸透機能の低下により放流管渠内の水位の上昇が認められます。				

検査項目名	45. 各単位装置間の水流の状況					
B	一次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		予備ろ過槽の移流部に短絡が認められます。	可	おおむね適正	短絡流の形成が認められるが軽微である。	
		沈殿分離槽の移流部に短絡が認められます。				
		固液分離槽の移流部に短絡が認められます。				
	嫌気ろ過槽の移流部に短絡が認められます。					
	二次処理	ばっ気槽の移流部に短絡が認められます。	可	おおむね適正	短絡流の形成が認められるが軽微である。	
		接触ばっ気槽の移流部に短絡が認められます。				
		担体流動槽の移流部に短絡が認められます。				
		生物ろ過槽の移流部に短絡が認められます。				
	全体	沈殿槽の移流部に短絡が認められます。	可	おおむね適正	短絡流の形成が認められるが軽微である。	
		処理水槽の移流部に短絡が認められます。				
	二次処理	一次処理装置と二次処理装置の間に短絡が認められます。	不可	おおむね適正	移流管の閉塞や破損又は変形が認められる。	
		二次処理装置と三次処理装置の間に短絡が認められます。				
		移流管に閉塞が認められます。				
		生物ろ過槽・担体流動槽流入移流管設備に閉塞が認められます。				
	全体	接触ばっ気槽流入移流管設備に閉塞が認められます。	不可	おおむね適正	移流管の閉塞や破損又は変形が認められる。	
放流エアリフトポンプに閉塞が認められます。						
一次処理装置と二次処理装置の間の移流管に閉塞が認められます。						
二次処理装置と三次処理装置の間の移流管に閉塞が認められます。						

② 越流せきにおける越流状況

検査項目名	46. 越流せきにおける越流状況	集水といにおける水の流れ方を含む。				
B	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		沈殿槽の越流せきの水平不良により不均等な越流が認められます。	可	おおむね適正	不均等な越流が認められるが軽微である。	保守点検作業で調整が可能な範囲。
		沈殿槽の越流せきの水平不良により不均等な越流が認められます。				
		沈殿槽の越流せきの破損、変形等により不均等な越流が認められます。				
		沈殿槽の越流せきの破損、変形等により不均等な越流が認められます。	不可	おおむね適正	著しく不均等な越流が認められる。	

③ 各単位装置内の水位及び水流の状況

検査項目名	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況					
B	流入管路	特に問題は認められません。	良	適正		
		原水ポンプのレベルスイッチの設定に不備が認められます。	可	おおむね適正	レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動が認められるが軽微である。	保守点検作業で調整が可能な範囲。
	原水ポンプの起動・停止動作に不良が認められます。					
	放流(排水)ポンプのレベルスイッチの設定に不備が認められます。					
	放流(排水)ポンプの起動・停止動作に不良が認められます。					
	放流管路	放流(排水)ポンプ設備に逆流現象が認められます。	可	おおむね適正	レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動等により、揚水量の不足が生じ、水位の著しい上昇が認められる。	
		放流(排水)ポンプ設備のチャッキ弁不良等により逆流現象が認められます。				
	流入管路	原水ポンプのレベルスイッチの設定の不備により、原水ポンプ槽の水位に著しい上昇が認められます。	不可	おおむね適正	レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動等により、揚水量の不足が生じ、水位の著しい上昇が認められる。	放流ポンプ槽では、異常な水位の上昇を確認する。
		原水ポンプの起動・停止動作の不良により、原水ポンプ槽の水位に著しい上昇が認められます。				
	原水ポンプ槽の水位に著しい上昇が認められます。					
放流(排水)ポンプのレベルスイッチの設定の不備により、放流槽の水位に著しい上昇が認められます。						
放流管路	放流(排水)ポンプの起動・停止動作の不良により、放流槽の水位に著しい上昇が認められます。	不可	おおむね適正	レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動等により、揚水量の不足が生じ、水位の著しい上昇が認められる。	放流ポンプ槽では、異常な水位の上昇を確認する。	
	放流槽の水位に著しい上昇が認められます。					
				操作盤で切(断)やコンセント抜け等で水位の著しい上昇が認められる。		



判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
	検査項目名	<b>48. 流量調整槽の水位及び水流の状況</b>	中間流量調整槽については、この項目に準じてチェックする。			
B	一次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		流量調整槽のレベルスイッチの設定に不備が認められます。 流量調整ポンプの起動・停止動作に不良が認められます。	可	おおむね適正	レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動が認められるが軽微である。  レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動等により、揚水量の不足が生じ、攪拌装置の不良、ポンプの2台同時運転が認められる。  汚泥流出や著しい透視度の低下。  汚泥流出や著しい透視度の低下。	保守点検作業で調整が可能な範囲。
	流量調整ポンプのレベルスイッチの設定の不備により、流量調整槽の水位に著しい上昇が認められます。 流量調整ポンプの起動・停止動作の不良により、流量調整槽の水位に著しい上昇が認められます。 流量調整ポンプの起動・停止動作に不良が認められます。	不可				
	中間流量調整槽のレベルスイッチの設定の不備によりオーバーフローが認められます。 中間流量調整槽のレベルスイッチに異物が付着し、異常な水位の上昇等、支障が認められます。					
	検査項目名	<b>49. 嫌気ろ床槽の水位の状況</b>	ろ材が充填され、固液分離機能を有する単位装置については、この項目に準じてチェックする。			
B	一次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		嫌気ろ床槽に水位の上昇が認められます。 嫌気ろ床槽に著しい水位の上昇が認められます。	可 不可	おおむね適正	ろ材や移流管の閉塞により、水位の上昇が認められるが軽微である。  ピーク流入時を除く。	
	検査項目名	<b>50. ばっ気槽の水位及び水流の状況</b>	脱窒槽、硝化槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。			
B	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		ばっ気槽の旋回流に片寄りが認められます。 ばっ気槽に発泡が認められます。 ばっ気槽に水位の上昇が認められます。	可	おおむね適正	攪拌水流に片寄りが認められるが軽微である。  散気管の清掃や調整で対応可能な場合。 沈殿槽のスロットが閉塞、オーバーフローしていない。	
		ばっ気槽の旋回流に著しい片寄りが認められます。 ばっ気槽に著しい発泡が認められます。 ばっ気槽に著しい水位の上昇が認められます。	不可			
	検査項目名	<b>51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況</b>	脱窒用接触槽、硝化用接触槽及び再ばっ気槽については、この項目に準じてチェックする。			
B	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正		
		接触ばっ気槽の旋回流に片寄りが認められます。 接触ばっ気槽の接触材に閉塞が認められます。 接触ばっ気槽に発泡が認められます。 回転板接触槽に水位の上昇が認められます。 接触ばっ気槽に水位の上昇が認められます。	可	おおむね適正	接触材や移流管の閉塞により、水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微である。  オーバーフローしていない。 沈殿槽のスロットが閉塞、オーバーフローしていない。  オーバーフローしていない。 沈殿槽のスロットが閉塞、オーバーフローしていない。	
		接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等の旋回流に片寄りが認められます。 接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等の接触材に閉塞が認められます。 接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等に発泡が認められます。 回転板接触槽に水位の上昇が認められます。 接触ばっ気槽に水位の上昇が認められます。	不可			
		接触ばっ気槽の旋回流に著しい片寄りが認められます。 接触ばっ気槽の接触材に著しい閉塞が認められます。 接触ばっ気槽に著しい発泡が認められます。 回転板接触槽に著しい水位の上昇が認められます。 接触ばっ気槽に著しい水位の上昇が認められます。	不可			
		接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等の旋回流に著しい片寄りが認められます。 接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等の接触材に著しい閉塞が認められます。 接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等に著しい発泡が認められます。 回転板接触槽に著しい水位の上昇が認められます。 接触ばっ気槽に著しい水位の上昇が認められます。	不可			
	三次処理	接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等の旋回流に著しい片寄りが認められます。 接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等の接触材に著しい閉塞が認められます。 接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等に著しい発泡が認められます。 回転板接触槽に著しい水位の上昇が認められます。 接触ばっ気槽に著しい水位の上昇が認められます。	不可			

判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考					
<b>検査項目名 52. 生物ろ過槽・担体流動槽の水位及び水流の状況</b>											
B	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正							
		担体の閉塞により水位の上昇が認められます。	可	おおむね適正	水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微である。	浮上る過対応。生物膜により担体の隙間が閉塞した状態。 前置担体流動対応。					
		担体流動槽の流動に不備が認められます。									
		担体流動槽(部)の旋回流に片寄りが認められます。									
		生物ろ過槽又は担体流動槽(部)のろ材押さえ面の一部に閉塞が認められます。									
		担体流動・生物ろ過槽に水位の上昇が認められます。									
		担体流動・生物ろ過槽に水位の低下が認められます。									
		担体流動槽(部)の担体の流動に不備が認められます。									
		担体流動槽に発泡が認められます。									
		担体流動槽の流動状況に異常が認められます。									
		担体流動・生物ろ過槽に水位の上昇が認められます。									
		担体流動・生物ろ過槽に水位の低下が認められます。									
	一次処理	担体の閉塞により著しい水位の上昇が認められます。					不可	おおむね適正	著しい水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められる。ろ過機能が失われ担体流動槽内液がオーバーフローしている場合は32を【不可】とすることがある。	浮上る過対応。生物膜により担体の隙間が閉塞した状態。 前置担体流動対応。	
		担体流動槽の流動に著しい不備が認められます。									
		担体流動槽(部)の旋回流に著しい片寄りが認められます。									
		生物ろ過槽又は担体流動槽(部)のろ材押さえ面に著しい閉塞が認められます。									
		担体流動・生物ろ過槽に著しい水位の上昇が認められます。									
		担体流動・生物ろ過槽に著しい水位の低下が認められます。									
二次処理	担体流動槽(部)の担体の流動に著しい不備が認められます。	不可	おおむね適正	著しい水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められる。ろ過機能が失われ担体流動槽内液がオーバーフローしている場合は32を【不可】とすることがある。	浮上る過対応。生物膜により担体の隙間が閉塞した状態。 前置担体流動対応。						
	担体流動槽に発泡が認められます。										
	担体流動槽の流動状況に著しい異常が認められます。										
	担体流動・生物ろ過槽に著しい水位の上昇が認められます。										
	担体流動・生物ろ過槽に著しい水位の低下が認められます。										
	三次処理					担体流動・生物ろ過槽に著しい水位の低下が認められます。					
<b>検査項目名 53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況</b>											
B	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正							
		平面酸化床に水平の狂いが認められます。	可	おおむね適正	平面酸化床の水平の狂い、散水ろ床の閉塞が一部認められるが軽微である。	経年劣化又は生物膜の蓄積で均等散水できていない。					
		散水といに水平の狂いが認められます。									
		平面酸化床に短絡が認められます。									
		散水といに短絡が認められます。									
		平面酸化床に著しい短絡が認められます。									
		散水といに著しい破損が認められます。									
		平面酸化床の冠水が認められます。									
		散水ろ床の冠水が認められます。									
		散水ろ床の冠水が認められます。									
散水ろ床の冠水が認められます。											
<b>検査項目名 54. 沈殿槽の水位及び水流の状況</b>											
凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。											
B	二次処理	特に問題は認められません。	良	適正							
		最初沈殿槽の水流により、固液分離機能に障害が認められます。	可	おおむね適正	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。						
		沈殿槽の水流により、固液分離機能に障害が認められます。									
		沈殿槽の水流により、固液分離機能に障害が認められます。									
		越流せきの水没が認められます。									
		固液分離機能に著しい障害が認められます。									
越流せきの水没が認められます。											
<b>検査項目名 55. その他の単位装置の水位及び水流の状況</b>											
ろ材を充填しないで固液分離機能を有する単位装置、凝集槽については、この項目に準じてチェックする。											
B	一次処理	特に問題は認められません。	良	適正							
		沈殿分離槽の汚泥貯留部に発泡が認められます。	可	おおむね適正	水位及び水流の異常が認められるが軽微である。	沈殿分離槽や嫌気ろ床槽等、本来攪拌水流を生じるべきでない槽に常時攪拌水流がある場合、沈殿分離槽や嫌気ろ床槽と曝気槽の仕切り板の破損や散気管の傾き等を確認。					
		好気ろ床槽に発泡が認められます。									
		沈殿分離槽に水位の上昇が認められます。									
		夾雑物除去槽に水位の上昇が認められます。									
		固液分離槽に水位の上昇が認められます。									
		水流の発生が認められます。									
		水位の上昇が認められます。									
		水位の低下が認められます。									
		二次処理					単純ばっ気槽に発泡が認められます。	可	おおむね適正	水位及び水流の異常が認められるが軽微である。	水張り出来ない場合(水道がない場合や、設置者の許可がもらえない場合など)。
							水位の上昇が認められます。				
							水位の低下が認められます。				
	単純ばっ気槽の旋回流に片寄りが認められます。										
	水位の上昇が認められます。										
	水位の低下が認められます。										
	三次処理	水位の上昇が認められます。	不可	おおむね適正	水位及び水流の異常が認められるが軽微である。	水張り出来ない場合(水道がない場合や、設置者の許可がもらえない場合など)。					
		水位の低下が認められます。									
		凝集槽の攪拌状況が不十分です。									
消毒装置		消毒槽に水位の上昇が認められます。									
全体		清掃後の水張り不足のため、槽内の水位低下が認められます。									
全体		土壌湿潤槽に閉塞が認められます。									

判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
④ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況						
<b>検査項目名 56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況</b>						
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	流入管路	原水ポンプ槽に多量の汚泥の堆積またはスカムの生成が認められます。	不可	おおむね適正	攪拌水流の不良等で、汚泥の堆積又はスカムの生成が認められる。	
<b>検査項目名 57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況</b>						
特に問題は認められません。			良	適正	中間流量槽については、この項目に準じてチェックする。	
B	一次処理	流量調整槽に多量の汚泥の堆積またはスカムの生成が認められます。	不可	おおむね適正	攪拌水流の不良等で、汚泥の堆積又はスカムの生成が認められる。	
	三次処理	中間流量調整槽に多量の汚泥の堆積またはスカムの生成が認められます。				
<b>検査項目名 58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況</b>						
特に問題は認められません。			良	適正	固液分離機能を有する一次処理装置については、この項目に準じてチェックする。	
B	一次処理	腐敗室に多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。	可	おおむね適正	多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、移流する恐れが小さい。	
		沈殿分離槽に多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		嫌気ろ床槽に多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		夾雑物除去槽に多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		脱窒ろ床槽に多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
	多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。					
	一次処理	腐敗室に堆積汚泥又はスカムの移流が認められます。	不可	おおむね適正	汚泥又はスカムの著しい移流が認められる。	
		沈殿分離槽に堆積汚泥の移流が認められます。				
		嫌気ろ床槽に堆積汚泥又はスカムの移流が認められます。				
		夾雑物除去槽に堆積汚泥又はスカムの移流が認められます。				
脱窒ろ床槽に堆積汚泥又はスカムの移流が認められます。						
堆積汚泥又はスカムの移流が認められます。						
<b>検査項目名 59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況</b>						
特に問題は認められません。			良	適正	脱窒槽、硝化槽、脱窒用接触槽、硝化用接触槽、再ばっ気槽、凝集槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、回転板接触槽、膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。	
B	二次処理	ばっ気槽に著しいスカムの生成が認められます。	不可	おおむね適正		
		接触ばっ気槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		接触ばっ気槽に著しい活性汚泥の生成が認められます。				
		回転板接触槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		回転板接触槽に著しい活性汚泥の生成が認められます。				
		回分槽に著しいスカムの発生が認められます。				
		間欠ばっ気槽に著しいスカムの発生が認められます。				
		OD槽に著しいスカムの発生が認められます。				
	三次処理	脱窒槽に著しいスカムの発生が認められます。				
		硝化槽に著しいスカムの発生が認められます。				
膜分離槽に著しいスカムの発生が認められます。						
三次処理装置(接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等)に著しいスカムの発生が認められます。						
<b>検査項目名 60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況</b>						
特に問題は認められません。			良	適正		
B	一次処理	浮上ろ過槽に著しいスカムの生成が認められます。	不可	おおむね適正		
	二次処理	生物ろ過槽・担体流動槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
<b>検査項目名 61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況</b>						
特に問題は認められません。			良	適正	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	
B	二次処理	処理水槽にスカムの生成が認められます。	可	おおむね適正	スカムが発生しているが、流出していない。	
		沈殿槽にスカムの生成が認められます。				
	三次処理	処理水槽にスカムの生成が認められます。	可	おおむね適正	スカムが発生しているが、流出していない。	
		沈殿槽にスカムの生成が認められます。				
	二次処理	沈殿槽からスカムの流出が認められます。	不可	おおむね適正	著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められ、流出することが明らかである。	沈殿槽の汚泥界面が上昇し流量変動時に流出する可能性がある場合(中大型)。
		沈殿槽から汚泥の流出が認められます。				
		処理水槽からスカムの流出が認められます。				
三次処理	処理水槽から汚泥の流出が認められます。	不可	おおむね適正	著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められ、流出することが明らかである。	沈殿槽の汚泥界面が上昇し流量変動時に流出する可能性がある場合(中大型)。	
	沈殿槽からスカムの流出が認められます。					
沈殿槽から汚泥の流出が認められます。						
<b>検査項目名 62. 消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況</b>						
特に問題は認められません。			良	適正		
A	消毒装置	消毒槽にスカムの発生が認められます。	可	おおむね適正	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、放流水質に影響が出ていない。	
		消毒槽に汚泥の堆積が認められます。				
	消毒装置	消毒槽からスカムの流出が認められ、放流水質に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められ、流出することが明らかで、放流水質に影響が出ている。	
		消毒槽から汚泥の流出が認められ、放流水質に影響を与えています。				

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
	検査項目名	<b>63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロウ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況</b>	砂ろ過原水槽、砂ろ過処理水槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着処理水槽については、この項目に準じてチェックする。			
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	二次処理	消泡ポンプ槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。	可	おおむね適正	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、軽微である。	
		水中送風機槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		ろ過原水槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
	三次処理	ろ過処理水槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		活性炭吸着処理水槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		消泡ポンプ槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。	不可	おおむね適正	著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められ、流出することが明らかである。	
		水中送風機槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。				
	活性炭吸着原水槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。					
	ろ過原水槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。					
ろ過処理水槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。						
活性炭吸着処理水槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。						
検査項目名	<b>64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況</b>					
A		特に問題は認められません。	良	適正		
	放流管路	放流ポンプ槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。	可	おおむね適正	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	
	放流管路	放流ポンプ槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかで、処理機能に支障が出ている。	
検査項目名	<b>65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況</b>					
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	一次処理	汚泥貯留槽の脱離液に汚泥又はスカムの流出が認められます。	可	おおむね適正	脱離液に汚泥又はスカムの流出が認められるが、軽微である。	
		汚泥濃縮貯留槽の脱離液に汚泥又はスカムの流出が認められます。				
		汚泥貯留槽の脱離液に著しい汚泥又はスカムの流出が認められます。	不可	脱離液に著しい汚泥又はスカムの流出が認められる。汚泥貯留槽において所定のレベル以上の汚泥の貯留が認められる。		

⑤ 水の流れ方に関するその他の状況

	検査項目名	<b>66. 汚泥の流出状況</b>	原則として、放流管渠の途中の最初の点検弁でチェックする。			
A		特に問題は認められません。	良	適正		
	放流管路	汚泥の著しい流出が認められます。	不可	不適正	汚泥の著しい流出が認められる。汚泥の堆積が多量に認められる。	

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
--------	-------	-----	----	------	------	----

4. 使用の状況

① 特殊な排水等の流入状況

検査項目名	67. 油脂類の流入状況					
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	槽内に油脂類の流入が認められます。	可	おおむね適正	槽内壁面への付着状況、パツル内のオイルホールの浮遊状況を確認。油脂類の蓄積が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	
	全体	槽内に油脂類の流入が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	油脂類の著しい流入により、処理機能に支障が出ている。	
検査項目名	68. 処理対象以外の排水の流入状況		配管上は問題ない、あるいは配管の接続状況が不明の場合において、特殊な排水の流入状況についてチェックする。			
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	設置層以外の排水の流入が認められます。	不可	不適正	設置層以外の排水の流入が認められる。	設置届時の図面等で確認する。

② 異物の流入状況

検査項目名	69. 異物の流入状況					
B		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	槽内に異物(紙オムツ、生理用品、ナイロン等の不溶性な物)の著しい流入が認められます。	不可	おおむね適正		

③ 使用に係るその他の状況

検査項目名	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況		A:流入汚水量の過多の場合。 B:その他の場合。			
A,B		特に問題は認められません。	良	適正		
B	全体	流入汚水量、洗浄用水量の過少が認められます。	可	おおむね適正	流入汚水量、洗浄用水量の過多又は過少が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	
	全体	流入汚水量、洗浄用水量の過多が認められます。				
A	全体	計画流入汚水量と突流入汚水量が異なり、処理機能に影響を与えています。	BOD不可の場合使用	不適正	流入汚水量、洗浄用水量等の過多又は過少が認められ、処理機能に支障が出ている。	

5. 悪臭の発生状況

悪臭の発生状況

検査項目名	71. 悪臭の発生状況					
C		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	悪臭の発生が認められます。	可	おおむね適正	悪臭の発生が認められるが、軽微である。	基本的にこの項目で【不可】はない。悪臭が酷い場合は他の項目(原因となる項目)で指摘。
検査項目名	72. 悪臭防止措置の実施状況		流入管渠途中の点検弁内のトラップの設置状況、蓋の密閉状況等をチェックする。			
C		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	通気口に閉塞が認められます。	可	おおむね適正	悪臭防止措置が実施されているが、一部不良が認められる。	
	全体	流入配管の防臭トラップに異常が認められます。				

6. 消毒の実施状況

消毒の実施状況

検査項目名	73. 消毒剤の有無					
A		特に問題は認められません。	良	適正		
	消毒装置	消毒剤が消失しています。	不可	不適正		目視によりチェックする。DPDは測定する事。
検査項目名	74. 処理水と消毒剤の接触状況					
A		特に問題は認められません。	良	適正		
	消毒装置	薬筒の底部に異物が認められます。	可	おおむね適正	DPDの発色有。	
		消毒剤に酸化が認められます。	可	おおむね適正		消毒剤が未開封であることを保守点検業者に通知。検査時に管理者から要請があれば開封の対応をとる。
	消毒装置	消毒剤が未開封です。	可	おおむね適正		
消毒装置	処理水と消毒剤との接触不良が認められます。	不可	不適正	DPDの発色無。		

7. 蚊、ハエ等の発生状況

蚊、ハエ等の発生状況

検査項目名	75. 蚊、ハエ等の発生状況					
C		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	蚊、ハエの発生が認められます。	可	おおむね適正	蚊、ハエ等衛生害虫の発生が認められるが、軽微である。	
		ミジンコの発生が認められます。				
		サカマキ貝の発生が認められます。				
全体	蚊、ハエの著しい発生が認められます。	不可				

判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
<b>水質検査</b>						
<b>検査項目名 水素イオン濃度指数(pH)</b>						
	水質	特に問題は認められません。	良	適正	$8.6 \geq X \geq 5.8$	
	水質	水素イオン濃度指数(pH)が望ましい範囲より低くなっています。	可	おおむね適正	$5.8 > X \geq 3$	
	水質	水素イオン濃度指数(pH)が望ましい範囲より高くなっています。	可		$10 \geq X > 8.6$	
	水質	水素イオン濃度指数(pH)が望ましい範囲より著しく低くなっています。	不可		$3 > X$	
	水質	水素イオン濃度指数(pH)が望ましい範囲より著しく高くなっています。	不可		$X > 10$	
<b>検査項目名 溶存酸素(DO)</b>						
	水質	特に問題は認められません。	良	適正		
	水質	溶存酸素(DO)が望ましい範囲より低くなっています。	可	おおむね適正	$0.3 > X > 0$	単独浄化槽。
	水質	溶存酸素(DO)が検出されません。	不可		$X=0$	
	水質	二次処理槽の溶存酸素が望ましい範囲より低くなっています。	可		$1 > X > 0$	合併処理浄化槽。
	水質	二次処理槽の溶存酸素が検出されません。	不可		$X=0$	
	水質	ばっ気工程でないため溶存酸素(DO)が測定できません。	-	適正		間欠ばっ気、回分式等。
<b>検査項目名 残留塩素</b>						
	水質	特に問題は認められません。	良	適正		
	水質	<b>放流水の残留塩素が検出されません。</b>	不可	不適正		紫外線消毒の場合は除く。
<b>検査項目名 透視度</b>						
	水質	特に問題は認められません。	良	適正		
	水質	処理水の透視度が望ましい範囲より低くなっています。	可	おおむね適正	(単独) $7 > X \geq 4$ (合併) $60\text{mg/L}; 10 > X \geq 5, 30\text{mg/L}; 15 > X \geq 12, 20\text{mg/L}; 20 > X \geq 15$	
	水質	処理水の透視度が望ましい範囲より著しく低くなっています。	不可		(単独) $4 > X$ (合併) $60\text{mg/L}; 5 > X, 30\text{mg/L}; 12 > X, 20\text{mg/L}; 15 > X$	
<b>検査項目名 生物化学的酸素要求量(BOD)</b>						
	水質	特に問題は認められません。	良	適正		
	水質	処理水の生物化学的酸素要求量(BOD)が処理目標水質より高くなっています。	可	おおむね適正		
	水質	<b>処理水の生物化学的酸素要求量(BOD)が処理目標水質より著しく高くなっています。</b>	不可	おおむね適正/不適正	外観項目不可と合わせて不適正(合併80mg/L超、単独120mg/L超)	
<b>検査項目名 その他</b>						
	水質	特に問題は認められません。	良	適正		
	水質	汚泥沈殿率(SV)が望ましい範囲より低くなっています。	可	おおむね適正	(単独) 検出されるが、10%未満 (合併) 検出されるが、10%未満	
	水質	汚泥沈殿率(SV)が望ましい範囲より著しく高くなっています。	不可		(単独) 検出されるが、60%超	
	水質	汚泥沈殿率(SV)が望ましい範囲より著しく低くなっています。	不可		(単独) 検出されない。	
	水質	塩化物イオン濃度が望ましい範囲より低くなっています。	可		(単独) 30mg/L以上90mg/L未満	
	水質	塩化物イオン濃度が望ましい範囲より高くなっています。	可		(単独) 140mg/L超270mg/L以下	
	水質	塩化物イオン濃度が望ましい範囲より著しく低くなっています。	可		(単独) 30mg/L未満	
	水質	塩化物イオン濃度が望ましい範囲より著しく高くなっています。	不可		(単独) 270mg/L超	
	水質	処理水の採水ができず水質検査ができません。				

書類検査

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
<b>兵庫 新所見</b>						
<b>検査項目名 保守点検</b>						
	書類	特に問題は認められません。	良	適正	通常の使用状態でない場合は年1回の実施で【良】。 ※通常の使用状態でない場合は「別荘に設置されている場合や住人の遠隔地への転動により、浄化槽が長期間使用されない状態にあるとき」。	営業地域が登録区域外の場合は行政に通報。
	書類	保守点検の実施は確認できますが、保守点検記録が確認できません。記録は3年間の保存が義務付けられています。	可	おおむね適正	浄化槽法施行規則第6条に掲げる処理方式で保守点検の必要回数が規定されていない浄化槽の場合は、年1回以上の実施を確認すること。	営業地域が登録区域外の場合は行政に通報。
	書類	<b>法令で定められた保守点検の実施が確認できません。</b>	不可	不適正		回数不足・未登録業者もこれを使用。記録については結果書に有無の記載有。
<b>検査項目名 清掃</b>						
	書類	特に問題は認められません。	良	適正	規定の回数実施されていないが、1年を超えて4箇月以内(全ばっ気処理方式の場合は6箇月を超えて3箇月以内)の清掃の実施が確認できる場合は適正扱いとする。	営業地域が許可区域外の場合は行政に通報。
	書類	清掃の実施は確認できますが、清掃記録が確認できません。記録は3年間の保存が義務付けられています。	可	おおむね適正		営業地域が許可区域外の場合は行政に通報。
	書類	<b>法令で定められた清掃の実施が確認できません。</b>	不可	不適正	清掃の実施が確認できない、また、1年を超えて4箇月以内(全ばっ気処理方式の場合は6箇月を超えて3箇月以内)の清掃の実施が確認できない。	回数不足・無許可業者もこれを使用。汚泥濃縮貯留槽又は汚泥貯留槽においては、必要な回数が行われていない場合は【不可】とする。記録については結果書に有無の記載有。

# 判定所見一覧表

R4.4.1

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
--------	-------	-----	----	------	------	----

※ 改善に関するコメント

全体	前回の指摘事項は改善されました。特に問題点は認められません。
全体	上記項目については前回の指摘事項が改善されていません。
全体	上記項目については修理又は改善を計画中です。
全体	上記項目については修理又は改善済です。
全体	上記項目については関係業者が修理又は改善済です。
全体	上記項目については関係業者が改善手配済です。
全体	上記項目については設置者に説明済です。
全体	上記項目については関係業者に連絡済です。
全体	上記項目については保守点検業者が指摘済です。
全体	上記項目については処置済です。
全体	上記項目については応急処置済です。
全体	上記項目については法定検査後、改善済です。

一般社団法人 兵庫県水質保全センター  
〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番8  
TEL 総務課 078-306-6020  
浄化槽検査課 078-306-6021  
環境水質課 078-306-6036  
FAX 078-306-6038  
URL <https://www.hyogo-suishitsu.jp>  
E-mail [kensaka@hyogo-suishitsu.jp](mailto:kensaka@hyogo-suishitsu.jp)

